

広島県告示第八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五六六一の一から五六六一の三まで、五七〇一、五七八三の五八、五七八三の六〇、五六九一の二・五七八三の六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五七〇一、五七八三の六〇、五七八三の六一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）